

※下記の方には、QRコード付き申請書は送付されないため、ご了承ください。

- 1 75歳以上で令和2年度、または令和3年度に後期高齢者医療広域連合から送付されている方
- 2 令和4年1月1日以降に出生、または国外から転入された方  
(出生や転入時に地方公共団体システム機構より、個人番号通知書とともに、申請書が同封されて送付しています)
- 3 在留期間の定めのある外国人  
(地方出入国在留管理局でマイナンバーカードの交付申請をお知らせしています)

お問い合わせ先

町民課 戸籍係

☎47-4681

## 町民課よりお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、原油価格や食品等の物価高騰に直面する以下の世帯に対し、次のとおり支援金等が支給されます。

### 令和4年度高齢者等生活支援金のお知らせ

低所得の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯の非課税世帯に対し、生活の安定と住民福祉の向上を図ることを目的として、**1世帯あたり2万円**を支給します。

対象世帯には、申請書を送付します。申請書が届きましたら、令和4年10月末までに役場、または吉岡支所へ申請書を提出してください。

**ただし、住民税が課税されている世帯、生活保護世帯、福祉施設へ入所している世帯、入院等により長期不在世帯は対象外となります。**

### 福島町子育て世帯臨時特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)のお知らせ

低所得の子育て世帯の負担を少しでも軽減するため、子ども1人につき1万円を支給します。下記の対象者に対し、町民課より書類を送付いたしますので、ご確認ください。

- 1 児童手当を受給している方で、令和4年度住民税均等割が非課税の方
- 2 令和4年4月以降に生まれた子どもがいる方
- 3 平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育している方で、令和4年度住民税均等割が非課税の方(※要申請)

また、令和4年1月以降に収入が急変し、非課税相当の収入となった方については、お手数ですが役場町民課へご相談ください。

- \* この事業は、北海道独自で実施する事業です。
- \* 児童扶養手当受給者については、北海道より支給されます。

お問い合わせ先

町民課 町民係

☎47-4681